

令和2年6月25日

大津市スポーツ少年団  
団長・指導者・事務局・育成会 様

大津市スポーツ少年団  
本部長 小野 清 司

新型コロナウイルス禍における大津市スポーツ少年団活動について  
(お知らせと通知)

標記のことにつきましては、これまでの期間、各団において様々な対策をして下さっていますことに対しまして改めて感謝申し上げます。

さて、令和2年6月15日(月)より大津市スポーツ少年団活動を再開していただき、2週間が経過することから、6月29日(月)より対外的な練習試合を実施できることとします。(但し、合宿や泊を伴う活動は不可)

根拠は県から出されています学校再開後の部活動について(6月1日改訂版)によります。そこでは最初の2週間は自校練習で、それ以降は自校外の練習試合等を実施することができるかとあります。

対外的な練習試合等で移動する場合は、感染症対策に十分留意すること。が追記されていますので、念のため申し添えさせていただきます。

つきましては、感染症は終息したわけではないので、下記の一般的な留意事項と合わせて予防に努めて下さい。

なお、今後の感染拡大の状況等により、変更等を行う場合がありますのでご理解をお願いします。

記

1 一般的な留意事項

- ① 感染防止の対策(健康観察、手洗い・うがいの励行、手指の消毒、マスク、社会的距離、身体接触をさける等)十分に講じた上で実施する。
- ② 団員本人、保護者の意向を尊重し、活動への参加を強制しない。
- ③ 活動の時間は、平日2時間程度、休日3時間程度とする。
- ④ 風邪などの症状がある場合は参加させない。

⑤団員の体力が低下していることを前提にした活動（無理のない内容、時間等）とする。